

福岡県公報

令和 5 年 2 月 21 日
第 375 号

目 次

告 示 (第96号・第97号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 公 告**
- 河川法の規定に違反した工作物の除却 (河川管理課) 2
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (農山漁村振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税 務 課) 6
- 宅地建物取引業者の免許の取消し (建築指導課) 6
- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

人事委員会

- 福岡県 (警察官 A (男性)・警察官 A (女性)・警察官 A (武道指導)・警察官 B (男性)・警察官 B (早期採用男性)・警察官 B (女性)・警察官 B (早期採用女性)・警察官 C) 採用試験の施行 (人事委員会事務局任用課) 8

再 掲

- 家きん等の移動禁止の廃止 (畜 産 課)14

告 示

福岡県告示第96号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道	湯 辺 田 瀬 高 線		前	八女市立花町北山627番先から 八女市立花町北山187番 2 先まで	7.0 ～ 15.0	130.9
			後	八女市立花町北山627番先から 八女市立花町北山187番 2 先まで	7.0 ～ 15.0	130.9
			後	八女市立花町北山627番先から 八女市立花町北山187番 2 先まで	10.5 ～ 15.5	146.5

福岡県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田 瀬高線	八女市立花町北山627番先から 八女市立花町北山187番2先まで

公 告

公告

諏訪川水系諏訪川に放置されている次の工作物は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反しているため、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年3月22日までに撤去してください。

この期限までに所有者等が撤去しない場合は、本職又は本職が命じた者若しくは委任した者に当該工作物の除却を行わせるため、河川法第75条第3項の規定により公告します。

令和5年2月21日

河川管理者
福岡県知事 服部 誠太郎

放置工作物の種類	所在地	図面表示番号
鋼製階段 その他法令違反の工作物	大牟田市諏訪町二丁目地先の河川区域内 (祇園橋（国道389号）上流の諏訪川右岸)	別図①

連絡先 福岡県県土整備部河川管理課管理係 電話番号 092-643-3666

福岡県南筑後県土整備事務所用地課管理係 電話番号 0944-41-5113

別図

河川名 諏訪川



公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同条第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
新宮町三代土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この公告の日から令和11年3月31日まで
- 3 施行地区
糟屋郡新宮町大字三代及び新宮東五丁目の各一部
- 4 事務所の所在地
糟屋郡新宮町大字三代443番地1
- 5 設立認可の年月日
令和5年2月9日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所及び新宮町役場の掲示場に掲示する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫一丁目441番1、441番7の一部、441番9の一部及び441番10から441番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市紫一丁目26番26号

白石 仁良

公告

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間
令和5年2月21日から令和5年3月22日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス頓野店
 - (2) 所在地 直方市大字頓野3822番1、3822番7、3824番、3825番1、3827番1、3828番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール福津
- (2) 所在地 福津市日蔭野六丁目16番地1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
問題ございません。**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめマートうきは
- (2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめマート新宮
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見無し

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野西側敷地
- (2) 所在地 筑紫野市原田836番地4外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野東側敷地
- (2) 所在地 筑紫野市原田836番地5外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和5年2月21日

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(4)第14799号	有限会社しんえい 代表者 森 すわ子	福岡市中央区今泉2-1-28

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和4年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

変更前

調査を行う者の名称	調 査 地 域
北 九 州 市	小倉南区 中吉田二丁目・三丁目・四丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、大字湯川、安部山の各一部 八幡西区 御開一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目・三丁目、力丸町の各一部
福 岡 市	西区 愛宕三丁目及び四丁目の各一部
大 牟 田 市	新港町、高砂町、入船町、四山町、三川町二丁目・三丁目・四丁目、船津町
直 方 市	大字植木の一部
田 川 市	本町の一部
柳 川 市	徳益、豊原、塩塚
行 橋 市	行事七丁目の一部
小 郡 市	三沢の一部
春 日 市	小倉及び若葉台西の各一部、伯玄町、岡本
古 賀 市	小山田の一部
み や ま 市	高田町竹飯の一部
糟屋郡新宮町	原上、三代、緑ヶ浜の各一部
田川郡香春町	大字高野、大字中津原の各一部
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部

変更後

調査を行う者の名称	調 査 地 域
北 九 州 市	小倉南区 中吉田二丁目・三丁目・四丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、大字湯川、安部山の各一部 八幡西区 御開一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目・三丁目、力丸町の各一部

福 岡 市	西区 愛宕三丁目及び四丁目の各一部
大 牟 田 市	新港町、高砂町、入船町、四山町、三川町二丁目・三丁目・四丁目、船津町
直 方 市	大字植木の一部
田 川 市	本町、大字夏吉、大字川宮、大字奈良、大字伊田の各一部
柳 川 市	徳益、豊原、塩塚
行 橋 市	行事七丁目の一部
小 郡 市	三沢の一部
春 日 市	小倉及び若葉台西の各一部、伯玄町、岡本
古 賀 市	小山田の一部
宮 若 市	山口、長井鶴、宮田、本城の各一部
み や ま 市	高田町竹飯の一部
糟屋郡新宮町	原上、三代、緑ヶ浜の各一部
田川郡香春町	大字高野、大字中津原の各一部
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市片縄北六丁目798番10及び798番73から798番81まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区那の川一丁目23番35号

株式会社九電工

代表取締役 佐藤 尚文

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

令和5年2月21日

福岡県人事委員会委員長 山 口 幸 雄

令和5年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	受験案内等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第 204 回	警察官A (男性)	平成5年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月14日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6月下旬	令和5年3月23日から 令和5年4月13日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第204回警察官A(男性・女性)と第206回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第204回警察官A(男性)及び第208回警察官B(男性)に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				5月6月中旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6月7月中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官A (女性)	平成5年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月14日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6月下旬	令和5年3月23日から 令和5年4月13日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第204回警察官A(男性・女性)と第206回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第204回警察官A(男性)及び第208回警察官B(男性)に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				5月6月中旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6月7月中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月14日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6月下旬	令和5年3月23日から 令和5年4月13日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第204回警察官A(男性・女性)と第206回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第204回警察官A(男性)及び第208回警察官B(男性)に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
			第2次	6月7月中旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		8月上旬					

第 回	警察官B (早期採用男性)	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月14日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月下旬
				5月6月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
第 回	警察官B (早期採用女性)	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月14日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月下旬
				5月6月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
第 回	警察官C 語学 (英語) 語学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ②平成14年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月14日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月下旬
				5月6月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月下旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬

第 回	警察官A (男性)	平成5年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月17日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	令和5年8月10日から令和5年8月31日まで				
				10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市								
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市								
	警察官A (女性)	平成5年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月17日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬						
				10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市								
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市								
警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月17日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	10月下旬							
		第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終	12月下旬					

第 208 回	警察官B (男性)	平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月17日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官B (女性)	平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和6年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月17日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。

(注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。

(注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内				

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第69号の2

次に掲げる告示は廃止する。

- 1 家きん等の移動禁止（令和5年1月福岡県告示第1号の3）
- 2 家きん等の移動禁止の一部改正（令和5年2月福岡県告示第65号の2）

令和5年2月9日

福岡県知事 服部 誠太郎